ときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該届出者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

12　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「６　その他の事項」欄に記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格Ａ４）